

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	防火対象物の改修、除去等の命令		
根拠条項	第5条第1項	処分権者	消防長、消防署長
根拠条文	<p>法第5条第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。</p>		
処分の基準	<p>具体的事例に即して、人命危険或いは火災危険があると認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要（理由 行政手続法第13条第2項第1号）		
区分			
制定年月日	平成6年9月22日		
施行年月日	平成6年10月1日 平成16年9月1日（根拠条項改正）		